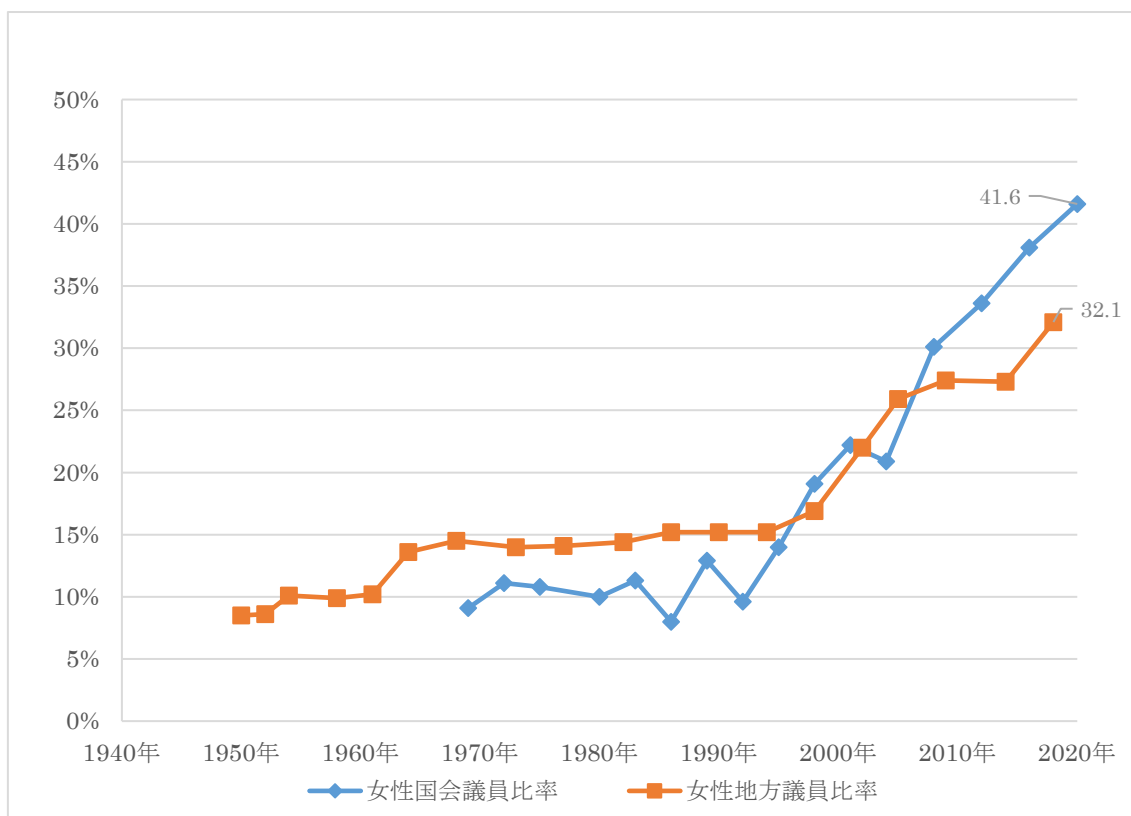


コラム ～台湾における女性の政治参画とクォータ制度¹～（申琪榮）

（1）女性の政治参画の現状

2020年3月現在、台湾はアジア諸国の中で女性議員の比率が最も高い。韓国、メキシコと同様に、台湾も1980年代末に民主化され、その後多党制に基づいて選挙が行われるようになった。80年代までにすでに立法院（日本の国会に当たる）における女性の比率が1割程度であったが、民主化以降は、同時期に民主化された他国と比べても、2004年を除いて、一貫して女性議員は増え続けている。2000年代には20%を超え、制度改革後の2008年には30%を超えるようになり、2020年1月の国政選挙で41.6%にまで上昇した。この20年間で20%から40%に倍増したのである。立法院の女性議員比率は2008年から地方議会の女性比率より高くなった。

図表 III-1 台湾の国会・地方議会における女性議員比率の推移



（出典）黄（2019：15）のグラフを筆者が更新。

地方議会は立法院よりは増加傾向が緩やかだが、直近の選挙で平均値が3割を超えた。また、大都市と県議会が下位自治体より女性議員が多い。例えば、2018年の地方選挙で、六

¹ 本コラムは、筆者が共同研究者の黄長玲教授の複数の講演をまとめたお茶の水女子大学ジェンダー研究所のブックレットシリーズ1『台湾におけるジェンダークォータ』（シリーズ名：東アジアにおけるジェンダーと政治）を元に加筆修正したものである。

大都市²の女性議員の割合の平均値は35.8%、そのうち、女性議員が最も多い議会の女性の割合が39.39%となった。次に県・市の女性議員の平均割合は32.14%、最高値は40.74%と六大都市と県・市議会はそれほど差がない。下位自治体である郷鎮市民代表には女性議員が24.93%と低くなるが、最高値は34.04%と地方議会でも日本より女性の政治参画ははるかに高い水準である。

このように1990年代以降、台湾で女性が政治に参加する割合が高い理由は、台湾ではクオータの考え方の歴史が長い点と、1990年代以降、法的クオータ制が制度化されたことによるものである。

図表 III-2 台湾の各議会における女性議員の割合（平均値）と最高値

議会（選挙年）		女性議員の割合	うち最高値
国会（2012）	立法院	41.6%	41.6%
地方議会（2014）	六大都市	35.8%	39.4%
	県・市	32.1%	40.7%
	郷鎮市	24.9%	34.0%

（出典）黄（2019：8）の表を筆者が更新。

（2）台湾のジェンダー・クオータ制度

台湾における政治分野のクオータ制度は、1990年代から法律化され、現在憲法ならびに法律によって定められている。議席割当、候補者クオータ、ジェンダー中立クオータの三つのジェンダー・クオータを導入している。議席割当制度は憲法と地方政府法に定められている。二大政党（国民党と民進党）は党則において、候補者選定におけるジェンダー・クオータを採用している。また、台湾政府の各種の委員会などでは、委員の選出においてジェンダー中立のクオータ制度が取り入れられている。

台湾のジェンダー・クオータ制度のうち、国政選挙に関しては女性議席確保方式が採用されている。国政選挙については、憲法に「各党において、国政選挙における比例代表選挙で獲得した議席のうち、女性の占める割合を50%以下にはしてはいけない」とされている。これにより各政党が比例代表候補者に女性を50%にしなかったとしても、最終的には、その政党が比例票で獲得した議席の50%は女性に当てなければならなくなる。つまり、比例代表の議席の50%を女性の議席として確保している形だ。

女性のために議席を確保するクオータ制度は、地方選挙でも採用されている。台湾の地方選挙は、日本の地方選挙同様に単記非移譲式投票（SNTV）の大選挙区制のもとで行われる。1998年の地方政府法の改正により、「各選挙区において、当選者四人のうち一人は女性とす

² 六大都市とは台湾の直轄市（日本の政令都市に相当する）のことで、台北市、高雄市、新北市、台中市、台南市、桃園市を指す。

る」という条文が盛り込まれた。当選者が四人以上いる選挙区では、女性の得票順位と関係なく4議席毎に1議席は女性に割り当てることになる仕組みである。例えば、四つの議席をめぐる六人の候補者が競う選挙区で、上位五人が男性で最下位が女性という投票結果が出たとしても、最終的には、この最下位の女性が4番目の当選者となる。得票数で4位の男性は、6位の女性に議席を奪われるかたちになる。同じ選挙区で、女性候補が1～4位いずれかの得票数を獲得すれば、議席枠の保障は適用されず、得票数により自力で当選を果たすこととなる。

その他、各政党は党則に女性候補者の割合を決めて実施している。台湾のクォータ制度の概要と歴史的変遷について図表 III-24 にまとめた。

図表 III-3 台湾におけるジェンダー・クォータ制度の概要と歴史的変遷

年	法律・規則			クォータ制度のタイプ			クォータの条件	実際に保障される候補者あるいは議席の割合
	憲法	法律	党則	候補者選定	議席割当	ジェンダー中立		
1946	○				○		全選挙区に女性の議席を保障する	国会・地方議会における議席の5～10%
1996			○	○		○	民進党の党則：各選挙区において、候補者四人につき、男女双方を少なくとも一人以上候補者とする	候補者の15～25%
1998		○			○		地方政府法：各選挙区において、当選者四人のうち一人は女性とする	制度が適用される地方議会の議席の15～25% (単記非移譲式)
2000			○	○			国民党の党則：国政選挙での党の候補者名簿における女性の割合が25%以下にならないようにする	党の候補者名簿の少なくとも25% (2005年廃止)
2005	○			(○)	○		各党において、国政選挙における比例代表選挙で獲得した議席のうち、女性の占める割合を50%以下にはいけぬ	国会の全議席の15% (小選挙区比例代表並立制)

(出典) 黄 (2019 : 11)

台湾において、ここまで徹底してジェンダー・クォータ制度を実現することができた背景には、以下に述べるような台湾の歴史が大きく関わっている。

(3) ジェンダー・クォータ制度の長い歴史

中華民国のレガシー

中華民国の 1946 年憲法は、「全ての選挙において女性のための議席が確保されなければならない」と定めた³。具体的な割合は定められなかったが、憲法上女性の議席が保障されたのは画期的なことだった。1949 年に、中華民国の国民党が台湾に政府を移して統治を始めた時も、議席割当制度は生きていた。当時の国民党政権は独裁的な政権であり、民主的な選挙が行われたわけではなかったが、1950 年から 80 年代終わりにかけての国政選挙や地方選挙では、女性のために 5～10%の議席が確保された。これによって、たとえ低い割合であっても、選挙で常に女性の議席が保障されることになり、国民が議員割当制度になじむことができた。ジェンダー・クォータ制度に国民が抵抗を感じなくなる素地が形成されたと言える。

1990 年代の制度化

台湾では 1987 年に民主化が始まり、1992 年には初めての民主的な選挙が行われた。この 90 年代から、クォータ制度の改革が始まる。その第一歩は民進党が党則として、候補者選定にジェンダー中立なクォータ制度を採用したことだった。

ただ 1990 年代初頭、古い議席割当制度は廃止すべきではないか、という議論が起きた。5～10%という低い割合でのクォータ制度が、むしろ女性の政治参加を阻む天井となりうることが指摘された。5%では 100 人の立候補者のうち五人のみを女性にすればよい、ということになってしまうので、それよりも枠を外して、自由に多数の女性が立候補する方がよいのではないかと、等の意見が強くなったためである。

そうした中、1995 年にアメリカの著名なフェミニスト活動家ジョー・フリーマン (Jo Freeman) が台湾を訪れ、講演で、20～25%以上の議席割当てが必要だと述べた。この講演を聴いた民進党の女性幹部が党内の改革を推進し、1996 年、民進党はジェンダー中立のクォータを候補者選出に適用するに至った。立候補者の性別にかかわらず、男女ともに 25%以上保障するという「1/4 ジェンダー・クォータ」を党則として採用したのである。各選挙区において四人が立候補する場合、そのうち少なくとも一人は女性にする制度である。逆に、女性候補者がすでに三人いるならば、残り一人の候補者は男性にしなければならない。

1998 年には、地方議会の選挙制度等を定める地方政府法が改正され、クォータ制度が法律に定められるようになった。当時立法院では、新しい地方政府法を制定するための議論が行われていたが、この時の内務省の女性大臣を女性団体が訪れ、地方議会の議員の 25%を

³ 当時はまだ中国に拠点があったが、1949 年に台湾に移った。

女性に割り当てるよう提言した。彼女はその提言に同意して、地方議会の議席のうち 25% を女性の議席割当てとする法案が立法院に提出された。特に反対されることもなく、法律は成立したという。後に内務大臣は、「クオータは当時のトレンドだった」と答えたと言われる。半世紀にわたる女性の議席割当制度の経験による素地と、当時の民主化後の政治改革を求める社会的雰囲気が、クオータ制度の法律化を実現させたと言えるだろう。

その後、台湾における最大政党である保守系の国民党も、2000 年にジェンダー・クオータを党則として採用した。2000 年当時、総統選で国民党が敗退したため、改革姿勢をアピールするために 1/4 ジェンダー・クオータを党則に採用したのである。

2005 年の憲法改正と現代のジェンダー・クオータ制度

2005 年には憲法が改正され、クオータ制度が憲法によってより明示的に規定されることとなった。この憲法の改正では、おもに立法院の選挙制度が改革された。

まず選挙区が、大選挙区ないし中選挙区から小選挙区へと変更されると共に、比例代表制が導入され、小選挙区と比例代表制の並列型選挙制度となった。また国会議員の定数が、それまでの 225 人から 113 人まで削減された。小選挙区で 73 議席、比例代表で 34 議席、そこに先住民の 6 議席が加わり、113 議席となったのである。比例代表の 34 議席の 50% (17 議席) が、女性のための議席割当てとなり、国会議員 113 議席の 15% に相当する 17 議席が、女性のために憲法が保障する議席となったわけである。憲法に明記されたことによってクオータの強制力が最も強いレベルに引き上げられた。

一見して 15% というのは、クオータのレベルとしては決して高くない。また、1990 年代から立法院の女性議員の割合はすでに 15% を超えていた。憲法改正前の 2004 年の選挙結果でも、女性議員の割合は 21.3% だった。女性団体は憲法に 15% の女性議席が確保されたとしても、クオータが適用されない小選挙区の導入など、選挙制度の改革により、その後の選挙で女性議員が増えるか否かを予想できなかった。しかし、改憲後の 2008 年の選挙では、女性議員の比率がさらに 30% にまで伸びた。そして 2012 年の選挙では 33.6%、2016 年には 38%、2020 年には 41.6% までと女性議員の割合が大きく増えたのである。これは制度改革が刺激となって、女性の政治参加が飛躍的に進んだ結果といえよう。また、台湾の選挙管理委員会は、最終当選者を確定する権限を持っており、政党が比例代表の女性比率を守らないことは現実的に不可能である。

(4) クオータ制度で当選した女性議員

クオータ制度で女性に議席を保障すると、有能な男性の代わりに能力の低い女性に議席枠を付与することになるという反論が常にある。台湾の地方選挙制度は、単記非移譲式投票の大選挙区制なので、どの女性候補がどの男性候補に取って替わって当選したのかを容易に認識できるので、当選女性と落選男性を直接比較することが可能である。それに着目した黄 (Huang) の複数の研究によると、学歴、社会参画経験、政治参画経験の三つの分野に分

けて分析した結果、クオータで当選した女性議員の9割がクオータで落選させられた男性候補者より資質が高いことが明らかになった (Huang 2016, 2019)。

また、クオータ制の導入以降、女性議員の選挙における競争力も高まっている。議席割当てで当選する女性議員の数と割合は、2002年、2005年、2009年と地方選挙をするたびに減少しているのは、議席枠の保障を適用されずに議員になる女性が増えているためである。地方選挙に出馬した女性立候補者数も、1990年代以降、飛躍的に伸びている。つまりこれは、クオータ制度で女性の議席がより多く保障されるようになると、より多くの女性が立候補するようになることを示唆する。その結果、議席割当ての恩恵を受けず、得票数で勝って当選する女性が多くなるという好循環が生まれた。政治の競争原理という観点からは、極めて有益なプラスのインパクトが生じていると言える。こうした結果は、クオータ制度の長期的な効果として、日本にも示唆を与えるものである。

【参考文献】

- 黄長玲著. 申琪榮・和田容子編. 2019. 『台湾におけるジェンダークオータ』. 「東アジアにおけるジェンダーと政治」 Booklet Series 1 (IGS Project Series 20). お茶の水女子大学ジェンダー研究所.
- Huang, Chang-ling. 2016. “Reserved for Whom? The Electoral Impact of Gender Quotas in Taiwan.” *Pacific Affairs* 89(2): 325-343.
- Huang, Chang-ling. 2019. “Gender Quotas and Women’s Increasing Political Competitiveness.” *Taiwan Journal of Democracy* 15(1): 25-40.